

平成 29 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社 代表者名 代表 取締役社長 藤堂 裕隆 (コード番号 3750 東証第二部) 問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司 (TEL. 03-5501-4100)

自己株式の取得結果・取得終了及び自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 28 年 7 月 11 日開催の取締役会決議において決議いたしました自己株式の取得を一旦終了し、下記 I のとおりお知らせするとともに、本日開催の取締役会において、以下のとおり会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記 II のとおりお知らせいたします。

I. 自己株式の取得結果及び取得終了

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得状況について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これをもちまして平成 28 年 7 月 11 日開催の取締役会決議による自己株式の取得は全て終了しましたので、併せてお知らせいたします。

今回の自己株式の取得決議におきましては、インサイダー取引規制への抵触を回避する観点から、 未公表の重要事実を有している期間は買付を見合わせましたことから、結果的に取得期間中におい て、自己株式を一部取得するにとどまりました。

また、下記Ⅱのとおり、別途会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しております。その為、当該自己株式の取得期間満了前に終了することとなりました。

記

(1) 取得期間 平成 28 年 7 月 12 日~平成 29 年 6 月 22 日

(2) 取得した株式の種類 当社普通株式(3) 取得した株式の総数 39,900 株(4) 株式の取得価額の総額 44,395,300 円

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

平成28年7月11日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 9万株を上限する (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 6.26%)

(3) 株式の取得価額の総額 1億円を上限とする。

(4) 取得する期間 平成 28 年 7 月 12 日~平成 29 年 7 月 11 日

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

Ⅱ. 自己株式取得に係る事項

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、平成 28 年 5 月 19 日付「株主還元方針に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、事業効率性を重視して非効率と判断した事業は縮小・撤退し、生じた資金についてはより効率的な事業に振り向けるとともに株主の皆様に自己株式取得の方法により還元することで 1 株当たりの株式価値を高めて参りたいと考えていることから、株主還元として取締役会決議に基づく自己株式の取得を積極的に実施していく方針を有しております。

その後、平成 28 年 7 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、9 万株を上限する自己株式の取得(取得期間:平成 28 年 7 月 12 日~平成 29 年 7 月 11 日)を行うことをお知らせしてまいりましたが、未公表の重要事実を有している期間が長引いたため、上記 I のとおり、インサイダー取引規制への抵触を回避する観点から、取得した株式数は 39,900 株 (上限の 44.33%)にとどまり、当初予定の半分にも満たないこととなりました。

本件自己株式の取得に係る事項の内容を決定するにあたり、上記 I の自己株式取得前の平成 28 年 6 月 30 日現在で当社連結ベースでの総資産 3,505 百万円のうち現預金が 440 百万円 (総資産に対して 12.5%) ほどでありましたが、当社は、平成 29 年 1 月 27 日付 「フィナンシャルソリューション事業の資産の一部譲渡及び事業の一部休止に関するお知らせ」のとおり、当社グループの中核事業に属する債権管理回収業を営む当社完全子会社であるセブンシーズ債権回収株式会社が有する買取債権を第三者へ全て譲渡し、その後、同事業を撤退しており、平成 29 年 3 月 31 日現在で当社連結ベースでの総資産 2,841 百万円のうち現預金が 2,325 百万円 (総資産に対して 81.8%) と資産の構成内容が変化していることに加えて、今後においては不動産事業に注力していく方針であることから、事業内容も含めて昨年 7 月時点と大きく前提条件が異なっております。

以上のことから、前述した株主還元の方針に鑑み、本件の上限株式数及び株式の取得価額の総額については、上記のとおり現預金が増加していること等を踏まえ、①上記 I の自己株式取得を取締役会にて決議した前営業日(平成 28 年 7 月 8 日)の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値 1,000 円に対し、本件自己株式取得を取締役会にて決議した前営業日(平成 29 年 6 月 21 日)の終値 1,300 円であること、②上記 I にて取得した自己株式は平成 28 年 7 月 12 日から同年9 月 12 日までの 2 か月間において 39,900 株を取得できており、同程度での割合で取得を進めた場合を考慮し、取得条件を見直して新たに市場買付けの方法による自己株式取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 20万株を上限する

(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 14.32%)

(3) 株式の取得価額の総額 3億円を上限とする。

(4) 取得する期間 平成 29 年 6 月 23 日~平成 30 年 6 月 22 日

(5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(参考) 平成29年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数	1,436,639 株
(自己株式を除く)	
自己株式数	40,437 株

以上